

令和5年9月8日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和5年9月8日(金)

午後1時2分開会

午後1時31分散会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

渡辺久治委員長、川畑二美副委員長、高崎良二委員、
川原慎一委員、木下孝行委員、山田勝委員、
仮屋園一徳委員

5 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹

6 会議に付した事件

- (1) 請願第3号 「障がい者青年学級」の開設に関する請願
- (2) 陳情第6号 電源立地地域対策交付金等に関する陳情
- (3) 所管事務調査について

7 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

渡辺久治委員長

ただいまから総務文教委員会を開催します。

本委員会に付託された案件は、請願第3号、「障がい者青年学級」の開設に関する請願及び陳情第6号、電源立地地域対策交付金等に関する陳情の2件です。

この2件の審査は、会期日程のとおり9月15日と19日に行う予定ですが、この予定日に開催する委員会において審査方法を協議し、参考人招致を決定した場合、参考人との日程調整の期間が取れないことから、会期日程のとおり審査を行うことが難しくなると考えています。

また、請願については、会議規則第142条により、必要があるときは紹介議員に説明を求めることができるものとされていますので、請願の審査においては、まず、紹介議員に説明を求めるかどうかを協議していただきますが、紹介議員に説明を求めることとなった場合、紹介議員に説明を求める日時について調整する必要があります。

したがいまして、あらかじめ、紹介議員の説明の要否と参考人招致の要否などについて協議していただき、必要と決定された場合、会期内に参考人招致ができるよう調整しようと考えています。

よって、本日は、会期日程で予定しておりませんが、委員会を円滑に進行するために、これらについて、協議していただきます。

○ 請願第3号 「障がい者青年学級」の開設に関する請願

渡辺久治委員長

この際、請願第3号を議題とします。

この請願の審査において、紹介議員に対し、説明を求める必要があるかどうか、皆様の御意見をお伺いします。

それでは、御意見をお願いします。

木下孝行委員

請願という形で上がってきていますので、請願者の意見そして紹介議員の考えも聞くべきだろうと思います。

なおかつ、所管課も呼んで、まず、所管課から意見を。そして、過去出されたこの請願者の請願を趣旨採択としたことがありまして、その中で所管課がどのような形でこの4～5年取り組んできたかも確認をしなければいけないだろうと思います。

その後に、請願者と紹介議員の招致をするべきだろうと思います。

日程的にそれができるのか、できなければ閉会中の継続審査で審査してもいいのかなとは思っています。

川畑二美委員

すいません。これは4～5年前に出ているんでしょうか。今、お話の。

木下孝行委員

平成30年頃だったかな。

川畑二美委員

30年前に出てるわけでしょう。

〔「30年前ではなくて、平成30年」と呼ぶ者あり〕

平成30年に出ているわけですね。

渡辺久治委員長

趣旨採択の結論を出しております。

川畑二美委員

ぜひ、所管課の方には出席していただきたいと思います。

渡辺久治委員長

今、紹介議員のことですので。

川畑二美委員

紹介議員もはい、是非。

渡辺久治委員長

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、紹介議員に説明を求めたいという御意見でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

紹介議員の説明が必要であるとの御意見でありましたので、説明を求めることとしたいと思いますが。

山田勝委員

紹介議員と陳情者も一緒にでしょ。

渡辺久治委員長

そこは別々に呼ばれます。今は紹介議員です。

山田勝委員

私の感じるところ、紹介議員はよく分かっていないと思うけど。大丈夫ですか。

渡辺久治委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後1時6分～午後1時7分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

紹介議員の説明が必要であるとの御意見でありましたので、説明を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

仮屋園一徳委員

異議はないんですけど、できれば、先ほど木下委員からありましたように、所管課を先に呼んだほうがいいのではないかと思いますので、それで日程調整をしてください。

渡辺久治委員長

それでは、紹介議員、請願者、所管課の順番は、また後で決めたいと思います。

それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

紹介議員に説明を求める委員会の日時については、調整しますので、委員長に御一任願います。

調整次第、皆様にお知らせいたします。

続きまして、審査において、請願者に対し、参考人として出席を求める必要があるかどうか、皆様の御意見をお伺いいたします。

木下孝行委員

先ほど言いましたけど、請願者もぜひ呼んでください。

渡辺久治委員長

今、請願者を呼んでもらいたいという意見がありますが、皆様いかがでしょうか。

請願者を参考人として出席を求める必要があるとの御意見がございましたので、出席を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

参考人に出席を求めての委員会の日時については、参考人と調整しますので、詳細は委員長に御一任願います。

調整でき次第、皆様にお知らせします。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後1時9分～午後1時12分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

日程調整等は、委員長に御一任願えますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

続きまして、この請願の審査において、所管課に対し、現状の説明を求め質疑を行う必要があるかどうか皆様の御意見を伺います。

木下孝行委員

所管課を呼んで話を聞かないと請願者にも紹介議員にも話ができないと思うので、まず所管課を呼んで審査をしてください。

渡辺久治委員長

ただいま、所管課を呼んで審査をしてもらいたいという意見がございました。

御異議ございますか。

高崎良二委員

その所管課はどこになりますか。

渡辺久治委員長

所管課は、主管課が生涯学習課、関係課が福祉課と学校教育課です。

渡辺久治委員長

よろしいですか。

〔高崎良二委員「はい」と呼ぶ〕

所管課の説明が必要であるとの御意見がありましたので、説明を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

所管課に説明を求める委員会の日時については、ほかの委員会と調整しますので、委員長に御一任願います。

調整でき次第、皆様にお知らせいたします。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後1時14分～午後1時14分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは所管課を先に、来てもらって説明ということにしたいと思います。

○ 陳情第6号 電源立地地域対策交付金等に関する陳情

渡辺久治委員長

次に、陳情第6号を議題とします。

この陳情の審査において、陳情者に対し、参考人として出席を求める必要があるかどうか皆様の御意見をお伺いいたします。

木下孝行委員

あくまで私の考えですけれども、この陳情は、今年の第4回定例会だったかに陳情が上がってきた内容とほぼ同じ内容であります。そのときは否決をしております。

そういう意味で、私は、陳情者の名前が大田基次さんから濱門明典さんに変わっただけということで、内容はほぼ同じだと認識をしておりますので、参考人は呼ぶ必要はないのかなと思います。

渡辺久治委員長

木下委員から、参考人を呼ぶ必要はないんじゃないかと。前出た案件であるということでしたけれども、ほかの皆さん方の御意見はいかがですか。

川畑二美委員

申し訳ないんですけど、前のが、私は新人で分からないものですから、やっぱり呼んでいただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

渡辺久治委員長

今、川畑委員から、分からないから呼んでもらいたいという御意見でしたが、ほかの皆さん方、御意見はいかがですか。

高崎良二委員

自分も呼んで、話を聞いてみたいと思うんですけど。

渡辺久治委員長

陳情者からですかね。

〔高崎良二委員「はい」と呼ぶ〕

川原慎一委員

前回とほとんど同じだということであれば、議事録は残っていますよね、もちろん。前回の部分が残っているということであるなら呼ぶ必要があるのかなと、個人的には思うところ

があります。

渡辺久治委員長

今、川原委員から議事録が残っていれば、それを参考にすれば、呼ばなくてもいいんじゃないかという御意見でした。

仮屋園一徳委員

前回の総務文教委員ですので、中身をよく分かっています。

私は、個人的には呼ぶ必要はないと思います。

木下孝行委員

事務局からさっき説明があったみたいに、陳情が去年の議会上がって。

〔発言する者あり〕

上協議会事務局次長兼議事係長

令和4年陳情第4号。6月10日に上程されて、不採択になったのが令和4年11月18日です。

木下孝行委員

期間的にですね、12月議会で採択しているということで、1年も経ってないのに同じような内容で上げてくるというのは、私はどうかなと思うし、そういう意味でも、もう参考人は必要ないのかなというふうに私は思います。

渡辺久治委員長

ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見が分かれているようです。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後1時19分～午後1時27分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

陳情者を参考人として出席を求めるかどうかは、休憩中の協議で、今後の審査の過程で判断するとの御意見がありましたので、そのように取り扱いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、この請願の審査において、所管課に対し、現状の説明を求め質疑を行う必要があるかどうか、皆様方の御意見を伺いますが、先ほどの休憩中の協議でその意見がありましたけども、ほかに御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これは説明を求めたいという意見でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

所管課の説明が必要であるとの御意見がありましたので、説明を求めることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

所管課に説明を求める委員会の日時については、ほかの委員会と調整しますので、委員長に御一任願います。

調整でき次第、皆様にお知らせいたします。

○ 所管事務調査について

渡辺久治委員長

次に、所管事務調査を議題とします。

本委員会の所管事務調査は、川内原子力発電所の運転期間20年延長についてと再生可能エネルギーについてといたしました。

この事項を決定した6月19日の委員会において、まず、本市の状況等を把握するため、当該関係事項の所管課等への聴取を行うことを決定しています。

そこで、今回の定例会で付託された請願・陳情の審査が終了又は閉会中の継続調査とした後、所管課に出席を要請し、現状説明を求め質疑を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、今回は、取りかかりですので、現状の概要について説明を求めたいと思いますので、主管課である企画調査課に出席を要請したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後1時30分～午後1時31分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

本日協議していただき行うことになった審査を含め、本件の審査については、15日の予算委員会の後または特別委員会の後に行います。

詳細な日時については、委員長に御一任いただいておりますが、ほかの委員会、参考人との調整が必要となることから、審査の順についても、効率的な開催ができるように、所管課の出席を先に求めるなど、臨機応変に対応していきたいと思っておりますので御了承ください。

以上で、本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後1時31分)

総務文教委員会委員長 渡辺久治